

上尾市告示第 2 6 5 号

令和 8 年熊本地震による被災納税者に対する上尾市税に関する申告等の期限を次のとおり延長する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 5 の 2 第 1 項及び上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法及び同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町